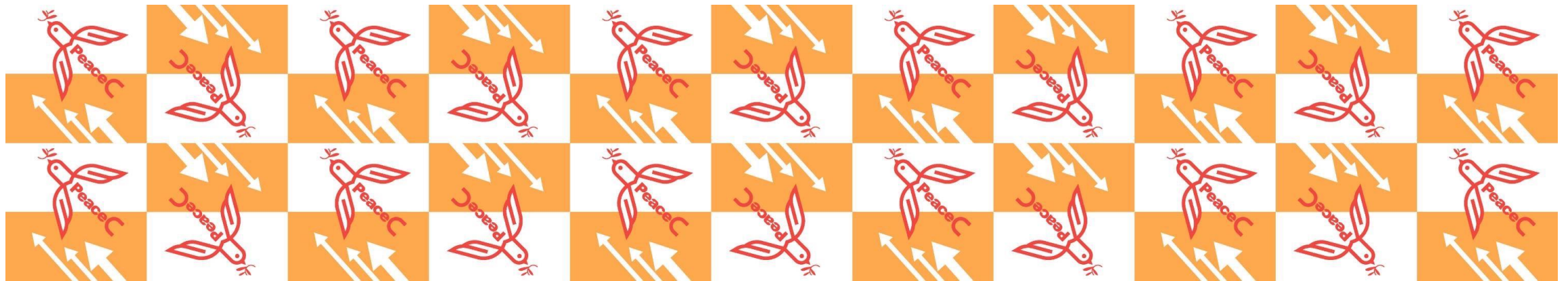


2025 NGO日本女性大会 パネルディスカッション



平和を求め軍拡を許さない女たちの会・共同代表
田中優子

女性差別撤廃委員会 Committee on the Elimination of Discrimination against Women CEDAW

国連の女性差別撤廃条約

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意して作られた条約。

女性差別撤廃委員会

「持続可能な開発のための**2030**アジェンダ=SDGS」の実施過程を通じ、条約の規定に従って、法律上及び事実上のジェンダー平等の実現を求める役割を担う。

条約の締約国が事前質問票に対して答え、さらに質疑応答や対話を通じて、委員会は定期報告書をまとめる。

委員会は国会に対し、その任務に沿って、現在から次回の定期報告書の提出までの間に、本件最終見解の実施に関して必要な措置をとるよう勧める。

→それが「**勧告**」

女子差別撤廃条約 前文最後の部分

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し，女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して，次のとおり協定した。

女子差別撤廃条約・事例

第6条 締約国は、あらゆる形態の**女子の売買及び女子の売春**からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第11条 (d)同一価値の労働についての**同一報酬**（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

第16条 締約国は、**婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃**するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
(g)夫及び妻の同一の個人的権利（**姓及び職業を選択する権利を含む。**）

選択的夫婦別姓制度

- ・ 1898（明治31）：歴史上、ずっと「夫婦別姓」であった日本が欧州を見習い、初めて「夫婦同姓」となる。→現在、結婚に際し95.6%の女性が改姓する。
- ・ 銀行口座開設、パスポートなどに困難を抱える。
- ・ 1991年から法制審議会民法部会において婚姻制度等の見直し審議を行い1996年に法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」（29年前）を答申したが、国会に提出するには至らず。
- ・ 2025年時点で、法的に夫婦同氏と規定されている先進国は日本のみ。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書→日本は締結していない

21条で構成され第1条から7条までに**個人通報制度**、第8条から10条までに**女子差別撤廃委員会による調査制度**について記されている。これにより**締約国下の個人が女性の人権を侵害されたと主張するときに、女子差別撤廃委員会に通報することが可能となった**。また、女子差別撤廃委員会には人権侵害について信頼できる情報を受理した場合、その疑いを調査する権限が与えられた。

差別的法律についての日本への勧告

- ・ 女性に対する差別の包括的かつ明確な定義が存在せず、法解釈及び法執行に一貫性がない。
- 女性差別の包括的な定義を法律に組み込むよう勧告する。
- ・ 女性と男性の平等を確保するために王位継承法を改正した他の締約国の好事例を参照し、**皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告する。**

「平和を求め軍拡を許さない女たちの会」の声明

2025 年 2月 1日

日本政府の女性差別撤廃委員会に対する抗議及び措置に反対し、これらの撤回を求めます。

「皇位につく資格は基本的人権に含まれていないことから、皇室典範において皇位継承資格が男系男子に限定されていることは、女性差別撤廃条約にいうところの女性に対する差別には該当しない」として、

- ・ 国連人権高等弁務官事務所に対して毎年拠出している任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を除外する。
- ・ 本年度に予定していた、同委員会の委員の訪日プログラムの実施を見合わせる。

条約の可視性→問題あり

(a) 女子差別撤廃条約の**認知度向上及び実施促進の努力**が不十分であり、啓発活動は主にインターネット上の情報発信に限られていること。

(b) 条約の国内適用に関する司法機関及び法執行機関の能力開発の不足により、**法的手続における条約の使用が制限されている**こと。

国内人権機構についての勧告

委員会は、人権委員会の設置に関する法案が2012年以降**保留されており、独立した国内人権機構の設置に向けた期限が設定されていない**ことに、懸念をもって留意する。

委員会は、締約国が、人権の促進及び保護のための国内人権機構の地位に関する原則（パリ原則）に従って、**明確な期限内に独立した国内人権機構を設置**し、当該機構の権限が女性の権利とジェンダー平等を含むこと、及び、その権限を効果的かつ独立して遂行できるよう、十分な人的、技術的、財源的資源が当該機構に提供されることを確保するという**前回勧告を改めて繰り返す**。

暫定的特別措置への勧告

委員会は、第5次男女共同参画基本計画が、・・・あらゆる分野での女性の参画を拡大するための具体的な取組及び目標を含む一方で、それらが**強制・法定クォータ制**などの期限付きの暫定的特別措置ではなく、**依然として自発的な措置及びインセンティブであることを、懸念をもって留意する。**

委員会はさらに、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a) 女性が国会議員に立候補するために必要な**300万円の供託金**を、この意思決定機関における**女性の平等な代表性を促進するための暫定的特別措置として削減**する。
- (b) 福島の大災害の被災者である女性及び女児が、基本的権利、差別からの自由、そして社会サービス、医療（母体保護を含む）、教育、意思決定システム、雇用を含む**機会への平等なアクセスを完全に享受できるようにするための暫定的特別措置**を採択する。

人身取引と売買春による搾取

委員会は、以下の点を懸念する。

- (a) 現行の法的規定は、特に**労働力の不法取引**において、非強制的な形態の搾取を完全に包含しておらず、**「権力の濫用」や「脆弱性」を通じた搾取**への対処にはギャップが残っていること。
- (b) 人身取引や性的搾取のサバイバーが、言葉の問題及び、長期的社会復帰支援が限定的であることなど、**シェルターや法的サービスへのアクセス**の観点において、障壁に直面していること。

委員会は、締約国が、**若い女性及び女兒、特に経済的困難又は家庭の不安定さのために売春を強いられる女性及び女兒の性的搾取と人身取引を予防することに、特化した措置をとるよう勧告する。**

不利な状況にあるグループの女性

委員会は、締約国に対し、アイヌ女性、部落女性、在日韓国・朝鮮人女性、障害のある女性、レズビアン、バイセクシュアル女性、トランスジェンダー女性、インターセックス女性及び移民女性に対する交差する形態の差別を撤廃する努力を強化し、雇用、健康、公的活動への参画への平等なアクセスを確保するよう勧告する。さらに、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a) **女性の技能実習生の労働条件**の適切な監視を確保する適切なメカニズムを設置し、妊娠による本国送還や海外における家族単位からの隔離などの差別的慣行から女性移民労働者を保護する。
- (b) **障害者差別解消法**を改正し、交差する形態の差別を明確に取り上げ、禁止し、適切な罰則を規定する。
- (c) **知的障害を含む障害を持つ女性**を、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスにおける差別から保護し、医療機関がケアを拒否した場合の責任を追及する。

2025年韓国女性政治センター国際会議 開催（8月19日～20日）の背景

- 2025年は、国連安全保障理事会決議1325号（女性、平和、安全保障（WPS）採択25周年にあたる。
- 25年が経過した現在も、分断と軍事的緊張が続く韓国では、女性の権利と参加は構造的に排除されている。
- 特に、北朝鮮の女性の権利問題は、国際舞台において最も脆弱な人権問題の一つであり続けている。

目的

- ・ 女性・平和・保障制度（WPS）の観点から、北朝鮮の女性の人権状況を分析する。
- ・ 韓国および近隣諸国における女性・平和・保障制度（WPS）の実施経験を共有する。
- ・ 東アジアの女性市民社会の連帯を通じて、国際協力の戦略を模索する。

プログラム

出席者：韓国・日本・台湾の女性専門家や指導者、脱北女性の専門家
開会の辞 キム・ウンジュ(CKWP)

セッション 1. 国連安保理決議1325号25周年を振り返って
— 朝鮮半島の平和と女性

セッション 2. 2024年 脱北研究者による北朝鮮社会変化研究

セッション 3. 東アジア諸国のWPS活動と国際協力

セッション 4. アジア女性ネットワーク構築のための
ラウンドテーブル

「Asia Women Initiative for Parity and Peace」 (AWIPP)

構築のための提案 | 金恩珠 (キム・ウンジュ)

韓国女性政治研究所 所長

- AWIPPは、「ジェンダー平等なき平和は不可能であり、男女同数なき民主主義は不完全である」という原則に基づき、アジアの女性たちが国境や境界を越えて、ジェンダー平等と平和を包括する新たな秩序を構想し実践する政治的行動プラットフォームである。
- AWIPPは緩やかなネットワークを超えて、政策変革を促す戦略的連帯体として、男女平等な代表性による民主主義の再構築とフェミニズム的平和パラダイムへの転換を目指す。

- アジアは米中間の覇権競争の激化により、**経済協力の空間から軍事的対立の舞台へと転換している**。主要アジア諸国が軍備増強、軍事訓練、武力示威を強化するにつれ、軍事・安全保障中心の政策と論理が強化された。その結果、**女性の声は周縁化**され、フェミニズム的平和論は「非現実的」という烙印を押され、政策議論や公的言説から排除されている。
- したがって、**平和とは単に戦争の不在ではなく、ジェンダー平等・正義・ケア・持続可能性を含む包括的価値に基づくものであり**それを実現するためのフェミニズム的平和パラダイムの提示と集合的実践プラットフォームの構築が切実に求められている。

- アジア女性は地政学的不安定とジェンダー不平等が結合した複合危機に直面している。この多層的・複合的危機に対応するには、国家単位の断片的対応を超え、共通のアジェンダを中心に国境を越えて連帯し、戦略的行動を組織する政治主体が必要である。
- イニシアティブは単なるネットワークや交流を超え、共通目標と行動戦略を持つ実践的連帯体として、男女同数と平和を目指しアジェンダを主導し、実践的行動を行うという政治的意義を持つ。

ミッション (Mission)

- (1) Parity (男女同数) の制度化：あらゆる意思決定過程における女性の平等な代表性の保障。
- (2) フェミニスト平和の拡散：軍事・安全保障中心秩序を超え、性平等・正義・包摂・ケアを含む平和観を拡大。
- (3) 政策介入力の強化：アジア女性の共同行動を通じ、国内外の意思決定構造に戦略的に介入。
- (4) リーダーシップ育成：若い女性や多様な背景を持つ女性リーダーを発掘・育成し、次世代の政治・平和リーダーシップを構築。
- (5) 国際連帯の拡大：アジア女性の声を国連、ASEAN、G20 など国際舞台で積極的に発信。

2025 한국여성정치연구소 국제회의
한반도와 동아시아의 여성·평화·안보 : 국제협력과 시민사회의 역할

일시 | 2025년 8월 19일(화)~20일(수)

장소 | 컨싱턴호텔 여의도 15층 센트럴파크

주최 |  한국여성정치연구소
Center for Korean Women & Politics

후원 |  Hanns Seidel Stiftung

 여성신문

